

絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について

輸出注意事項 23 第 11 号（平成 23 年 9 月 1 日）

最終改正：輸出注意事項 2024 第 12 号（令和 6 年 6 月 28 日）

輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）別表第 2 の 36 の項の中欄に掲げる絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書 I 又は附属書 II に掲げる種に属する動植物等の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 62 年 11 月 6 日付け 62 貿局第 322 号・輸出注意事項 62 第 11 号）によるほか、平成 23 年 10 月 1 日から下記により行います。

記

1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第 2 の 36 の項の中欄に掲げる絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）に係る関連貨物であって、次の品目とする。

- 条約附属書 I に掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品。
- 条約附属書 II に掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品（(3) の場合を除く。）。ただし、植物の個体の一部、種子、球根、果実（果皮を含む。）及び加工品にあつては、条約附属書 II により特定されるものに限る。
- 条約附属書 II に掲げる種に属する動物、これらの個体の一部及びこれらの卵、はく製又は加工品のうち、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 36 条第 1 項に基づく農林水産大臣の許可を受けた船舶（以下「船舶」という。）が主たる漁業根拠地等を出港してから帰港するまでの期間に、公海又は外国の排他的経済水域で採捕し、本邦に帰港又は寄港せず、直接輸出（以下「洋上輸出」という。）する水産物。

ただし、当該水産物が「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」（昭和 55 年 11 月 1 日付け輸出注意事項 55 第 17 号。以下「輸出許可書等の申請手続等」という。）に基づいて「条約に基づく日本国許可・証明書」の発行を受けた場合に限る。

3 輸出承認の申請

(1) 輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、次に掲げる表の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「担当課室」に輸出承認申請書 2 通を提出するものとする。

項	貨物の種類	担当課室
1	適用品目のうち、次に掲げるもの以外のもの	経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室
2	適用品目のうち、サボテン科全種、そてつ科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）、ゆり科アロエ属全種、らん科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）及びさくらそう科	経済産業局（通商事務所を含む。）及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課

	シクラメン属全種	
--	----------	--

(2) 輸出承認申請の際の添付書類

- ① 輸出承認申請説明書（別紙様式1） 原本1通
- ② 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類（英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。）のいずれかの写し（ATAカルネ手帳（注2）に替えることができる。） 1通
- ③ 条約に基づく次のいずれかの書類
 - (イ) 条約に基づく日本国許可・証明（申請）書（注1） 2通
 - (ロ) 条約第7条1項及び同条約決議12. 3に基づく商品見本に係る証明書（以下「商品見本証明書」という。）（注3）及びATAカルネ手帳の写し 各1通
- ④ 特に必要があると認めるときは、上記以外の書類等の提出を求めることがある。

（注1）輸出許可書等の申請手続等の別紙様式1－（1）の書類とする。

（注2）物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）第1条（d）に規定する通関手帳をいう。

（注3）条約決議12. 3に基づき条約締約国等が発行した商品見本に係る証明書であって、次の条件を満たすもの（ATAカルネ手帳に記載された情報等により当該証明書として同等の内容が確認できるものを含む。）とする。

なお、商品見本証明書の原本を所有していること及び同証明書による輸出先国への輸入が認められることについて輸出先国の管理当局等の同意が得られていること。

- イ) 商品見本であって、販売又は譲渡をしないこと。
- ロ) 当該貨物が、条約附属書Iに掲げるもの（商業目的のために飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物であって、附属書II扱いとなるものに限り、生きているものを除く。）又は同条約附属書IIに掲げるもの（生きているものを除く。）であること。
- ハ) ATAカルネ手帳により輸入されたものであること。
- ニ) 次の要件を満たす商品見本証明書であること（ATAカルネ手帳に記載された情報等により同等の内容が確認できる場合を含む。）。
 - i) 「輸入者」欄及び「輸出者」欄の氏名、住所及び国又は地域が一致していること。
 - ii) 「特別条件 (Special conditions)」欄（当該欄に相当する欄を含む。）に、次の事項が記載されていること。
 - a) 「この書類は商品見本を対象とし、有効なATAカルネ手帳が添付されない限り無効である。この証明書の対象となる標本は、この書類を発行した国以外で販売又は譲渡できない。」

(例)

This document covers a sample collection and is invalid unless accompanied by a valid ATA carnet. The specimen(s) covered by this certificate may not be sold or otherwise transferred whilst outside the territory of the State that issued this document.

- b) 経由国又は地域が明記されており、日本が経由国に記載されていること。

（注4）上記の規定にかかわらず、2（3）の場合の添付書類は、次のi）からiv）の他、（2）④を提出するものとする。

- i) 洋上輸出承認申請説明書（別紙様式2） 原本1通
- ii) 洋上輸出する予定の水産物、当該水産物を採捕する予定の海域及び当該水産物の洋上輸出の計画を記載した書面の写し 1通

- iii) 漁業法第36条第1項に基づき農林水産大臣が許可した漁業許可書の写し又は水産庁が同漁業許可書の交付を受けた船舶であることを確認した書面の写し 1通
- iv) 洋上輸出する水産物の総重量を計算する根拠となる書類（過去の漁獲成績を記載した報告書等） 1通

(3) その他

本申請と併せ、輸出許可書等の申請手続等に従い、条約に基づく輸出許可書等の申請手続を行うものとする。ただし、(2)の③の(ロ)に掲げる書類を提出した場合は、輸出許可書等の申請は不要とし、輸出する際には、輸出許可書等に代えて当該証明書を税関に提示するものとする。

(注) 上記の規定にかかわらず、2(3)の場合は、本申請の承認を受けた後、輸出する毎に本申請の承認を受けた範囲内で輸出許可書等の申請手続等に従い、条約に基づく輸出許可書等の発行を受けるものとする。

4 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認するとともに、我が国として条約を誠実に履行する観点から、輸出許可書等の申請手続等のⅢの1の(3)に定める要件のすべてを満たす場合に限り、行うものとする。

(注) 上記の規定にかかわらず、2(3)の場合の洋上輸出に係る輸出承認は、当該申請が上記3に従って行われた場合及び以下の要件を全て満たす場合に、行うものとする。

- (1) 仕向国が、我が国と輸出先の地域との間で洋上輸出に係る簡易的な輸入手続きが可能な国であること
- (2) 6(2)(イ)に定める科学当局である水産庁から採捕する予定の水産物の輸出が種の存続を脅かすものであるか否かに係る包括助言を得ているヨシキリザメであること
(包括助言については6(2)(イ)参照のこと)
- (3) 採捕する予定の水産物が我が国の動物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものではないか否かにつき、当該水産物を採捕する船舶及び海域が6(2)(ロ)に定める科学当局である水産庁から情報提供のあった船舶及び海域であると認められる場合

当該輸出承認を行う範囲は、輸入者名並びにその住所、荷受人並びにその住所、仕向地、商品名（対象種の学名）及び数量とする。

5 承認の条件

適用品目について輸出承認を行う場合は、次の条件を付するものとする。

- (1) 適用品目のすべて((2)及び(4)に該当するものを除く。)

本輸出承認証により輸出する際には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明書」の原本を税関に提示し、当該書類の15欄に数量確認を受けること。

- (2) 商品見本証明書により輸出するもの

本輸出承認証により輸出する際には、我が国に輸入する際に税関に提示した「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく商品見本証明書」の原本を税関に提示し、裏書きを受けること。

- (3) ワニ目の種の皮等

本輸出承認証により輸出されるワニ目の種の皮等には、ワニ皮タグが個別に付されており、

当該ワニ皮タグの記号及び番号が「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明書」の原本にすべて記載されていること。

(注1) 上記(3)中の「ワニ目の種の皮等」とは、ワニ目(Crocodylia)の種の皮、脇腹又はキャレコ(原皮、なめした皮革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているもの並びに条約適用前取得のものを除く。)をいう。

(注2) 上記(3)中の「ワニ皮タグ」とは、条約決議11.12に基づくワニ皮の識別のための国際統一標識システム(タグ制度)による標識をいう。

(4) 2(3)の場合の洋上輸出に係る輸出承認証により輸出するもの

イ) 本輸出承認証は、有効期限までの間、繰り返し使用することができる。

ロ) 本輸出承認証により輸出する際は、本輸出承認を受けた範囲内で、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明書」に係る申請手続を行い、発行された同輸出許可・証明書の原本を税関に提示し、当該書類の15欄に数量確認を受けること。

ハ) 本輸出承認証は、以下の条件に該当し、承認要件を満たさなくなった場合は使用できない。

i) 科学当局である水産庁からの本輸出承認証の承認を受けた水産物の輸出に係る種の存続を脅かすものであるか否かに係る包括助言に変更があった場合

ii) 本輸出承認証の承認を受けた水産物が我が国の動物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものでないことが認められない場合

6 2(3)の場合の洋上輸出に係る輸出承認の事務処理

上記2(3)の場合の洋上輸出に係る輸出承認の事務処理は、以下のとおりとする。

(1) 野生動植物貿易審査室は提出された輸出承認申請書を受理し、輸出承認の事務を処理するものとする。なお、申請書の商品欄には上記5(4)ロ)の輸出許可・証明書の発行を受けたものに限る旨の記載があることを確認する。

(例)

Prionace glauca (条約に基づく日本国許可・証明書の発給を受けたものに限る)

(2) 上記(1)により輸出承認申請書を受理した野生動植物貿易審査室は、以下の措置を行うこととする。

(イ) 上記4の(注)(2)に定める承認の要件については、科学当局である水産庁から「絶滅のおそれのある野生動植物等の国際取引に係る管理当局に対する助言及び情報提供等に関する取扱要領(令和5年11月24日付け5水推第1339号)」及びNDFガイドライン(平成26年8月27日付け平成26水推第558号)に基づく当該水産物の種の存続に係る包括助言を得ていることを確認する。

(ロ) 上記4の(注)(3)に定める承認の要件については、我が国の動物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものではないか否かにつき科学当局である水産庁から提供を受けた情報を確認する。また、必要に応じて水産庁に情報提供を求めることができる。

(3) 「有効期限」の欄

洋上輸出に係る輸出承認の有効期限は、承認した日の翌日から起算し6月後とし、船舶が主たる漁業根拠地等に帰港する予定の日が6月を超える場合は、当該船舶が帰港する予定の日とする。

輸出承認申請説明書
Instructions of application for export approval

(Date) _____ 年(year) _____ 月(month) _____ 日(day)

経済産業大臣 殿
Minister of Economy, Trade and Industry

申請者 (輸出者) (Applicant (exporter))

氏名又は名称及び代表者の氏名

(Name / Name of the corporation and of its representative)

住 所(Address in Japan)

〒

担当者名(Name of the person in charge)

電話番号(Phone number)

1. 輸入者 (荷受人) Importer (Consignee)	氏名又は企業名 Name / company	
	住所 Address	
	仕向地 Destination (Country)	
	受入施設 (生きている動植物 の場合) Receiving facility (In case of Living plants and animal s)	(住所及び施設概要) Address and facility 動物園[Zoo]・水族館[Aquarium]・植物園[Botanical garden]・温室[Greenhouse]・水槽 [Water tank]・その他[Other] ()
2. 輸出しよう とする貨物 Export cargo	動物又は植物の名称 Name of animal or plant	(学名) Scientific name (一般名) Common name (附属書番号) Appendix no I・II
	出所の区分 Source	野生[Wild]・繁殖[Captive Breeding/Artificial Propagation]・ 条約適用前[pre-convention]
	輸出時点の貨物の状 態 Cargo status at the time of export	(生きている場合、その運送手段) In case of living plants or animals, its transportation means
		(生きていない場合、その状態及び加工製品名) In case of dead animal or plant, its state and product name
数量 quantity		

3. その他 Other	該当する項目に記入すること	飼育繁殖・人工繁殖させたもの Case of captive breeding and artificial propagation	(繁殖期間) Breeding period 年(year) 月(month) 年(year) 月(month)まで
			(繁殖者の氏名及び住所) Breeder's name and address
			(条約附属書 I に掲げるものであって、関係省庁の繁殖に係る証明を受けた場合は、その証明書番号及び発行年月日) In case of Appendix I, certificate number and date of issue of the certificate of breeding or propagation issued by authorities concerned.
	購入 (入手) 元 Seller or assignor	(氏名又は企業名) Name / company name	
		(住 所) Address	
(電 話) Phone number			
		(購入 (入手) 年月日) Purchase date 年(year) 月(month) 日(day)	
輸入許可書 (注) 3.) Import permit	(発行国) County of Issue (発行日) Date of issue (許可書番号) Original Permit No. なお、写しを添付します。(Attach a copy of Import permit) 附属書 I のみ(Only Appendix I)		
備考 Note			

- (注) 1. 用紙の大きさは、A列4番とする。
2. 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
3. 「3. その他」の輸入許可書の欄には、条約附属書 I に掲げる動植物等であって、輸入国政府当局（締約国等が国又は地域ごとに定める管理当局又はこれに準ずる当局をいう。）の発行する輸入許可書が条約上必要とされている場合に記入する。

洋上輸出承認申請説明書
 Instructions of application for export approval for direct landing

(Date) _____ 年(year) _____ 月(month) _____ 日(day)

経済産業大臣 殿
 Minister of Economy, Trade and Industry

申請者 (輸出者) (Applicant (exporter))

氏名又は名称及び代表者の氏名

(Name / Name of the corporation and of its representative)

住 所(Address in Japan)

〒

担当者名(Name of the person in charge)

電話番号(Phone number)

1. 輸入者 (荷受人) Importer (Consignee)	氏名又は企業名※1 Name / company	
	住所※1 Address	
	仕向地※1 Destination (Country)	
2. 洋上輸出し ようとする貨物 Export cargo for direct la nding	船舶の名称 Ship name	
	船舶の航海期間 navigation period of ship	(出港 (予定) 日) 年月日 (帰港予定日) 年月日 (Scheduled) date of departure (Scheduled) date of return
	水産物の名称 Name of aquatic life	(学名) (一般名) (附属書番号) Scientific name Common name Appendix no II
	採捕予定海域 fishing waters	
	輸出時点の貨物の状 態 Cargo status at the	(生きている場合、その運送手段) In case of living plants or animals, its transportation means

	time of export	
		(生きていない場合、その状態及び加工製品名) In case of dead animal or plant, its state and product name
	予定数量※2 Quantity	
	備考 Note	

※1：洋上輸出に係る計画で予定されている全ての「氏名又は名称」「住所」「仕向地」に係る情報を記載すること。

※2：洋上輸出する予定の貨物の総数量を記載すること。

(注) 1. 用紙の大きさは、A列4番とする。

2. 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。